

令和2年9月から

南越前町在宅育児

応援手当支給事業が始まります！



町では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに育つ環境づくりに資するため、第2子以降の0歳から2歳児を家庭で子育てする世帯に対し、手当金を支給します。(福井県在宅育児応援手当支給事業)

給付を受けるには申請が必要です。次の要件に該当すると思われる方は、保健福祉課までご連絡ください。

対象となる児童(次の要件を全て満たす場合)

- ①南越前町に住民登録を有している生後8週から満3歳未満の児童
 - ②同一世帯内の第2子以降の児童
- 支給対象者となる方
- (対象児童の保護者であり、次の要件を全て満たす場合)

- ①南越前町に住民登録を有する児童手当の受給者
 - ②対象児童を保育所等に入所させていない方
 - ③職場復帰を前提とした育児休業給付金(公務員にあっては育児休業手当金)を受給していない方
 - ④町税等を滞納していない方
 - ⑤生活保護を受けていない方
 - ⑥暴力団関係者でない方
 - ⑦配偶者がいる場合は、配偶者が③④⑤⑥を満たしている方
 - ⑧市町村民税所得割合額が57,700円未満(子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護者に相当する世帯は77,101円未満)の世帯
- 支給額 対象となる児童1人当たり月額1万円
- 支給期間 支給対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

問合せ 保健福祉課 ☎0778-4718007

受賞おめでとうございます。

福井県土地改良事業団体連合会 第62回土地改良功労者 団体表彰受賞報告会

7月31日、南条土地改良区の今村政治理事長が役場を訪れ、岩倉町長に受賞の報告を行いました。

南条土地改良区は、農作業の合理化を図るためのかんがい施設のパイプライン化の推進や、農業機械の大型化に対応するため、不要となった用水路を農道に拡幅転用するなどの取り組みが高く評価され、今回の受賞に至りました。

今村理事長は「今後も土地改良区の健全な運営に努めたい」と述べ、岩倉町長は受賞を称えました。



滋賀県・福井県知事懇談会が開催されました

7月30日、南越前町で、福井県の杉本達治知事と滋賀県の三日月大造知事が懇談し、広域的な観光や環境保全、防災、新型コロナウイルス感染症対策などの幅広い分野で連携を深めることを確認しました。

懇談に先立ち、南越前町内の視察が行われ、SLバスで町内入りした両知事は、岩倉町長の出迎えを受けた後、観光ボランティアガイドの案内で山中トンネルや山中スイッチバック跡などを見学しました。

昭和会館で開催された懇談会では、杉本知事が「鉄道遺産を生かした広域周遊観光ルートを構築したい」と提案すると、三日月知事は「宿場町もあり、食べて巡ってという旅の提案を一緒にしたい」と応じました。

懇談後の記者会見で、道遺産について問われると、杉本知事は「今回の視察で日本遺産のストーリーの重要性を実感した。敦賀市の金ヶ崎や南越前町の今庄を拠点として整備を進めていくことが大事」と述べました。

